

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日


運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月30日 17時33分ごろ
発生場所	福岡県糸島市烏帽子島西北西方沖 烏帽子島灯台から真方位295° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 42.1′ 東経129° 57.0′）
事故の概要	漁船天栄丸は、北北東進中、また、遊漁船第三中正丸は、漂泊中、両船が衝突した。 天栄丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、第三中正丸は、左舷船尾部ブルワークに破損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 天栄丸、4.9トン SA3-24794、個人所有 12.89m（Lr）×2.86m×0.89m、FRP ディーゼル機関、421kW、平成20年5月6日 第290-60976号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 第三中正丸、5トン未満 290-34843福岡、個人所有 11.10m（Lr）×2.70m×0.84m、FRP ディーゼル機関、51kW、平成元年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年8月2日 免許証交付日 平成31年4月9日 （令和6年8月1日まで有効） B 船長B 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年4月25日 免許証交付日 平成27年4月27日 （令和2年5月11日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部ブルワークに破損、集魚灯用支柱に破損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、17時00分ごろ長崎県壱岐市壱岐島東方沖の漁場に向けて、佐賀県唐津市小川島漁港を出港した。</p> <p>A 船は、小川島東方沖において、レーダーを1.5Mレンジで、ヘッドアップとして作動させ、GPSプロッターを使用し、船長Aが操舵室で腰を掛け、手動操舵により約14ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行した。</p> <p>船長Aは、航行時、A船の船首が浮上して船首方に死角を生じるので日頃から船首方のレーダー映像を注視し、現れた映像を、その都度、立ち上がって操舵室上部の窓から目視で確認するようにしていたものの、当時、船尾方約0.25M以内に3隻の僚船が並走していたので、それらの映像を注視しながら航行を続けた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="555 1021 887 1084" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 立って見る時の使用窓 </div> <div data-bbox="603 1178 935 1240" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 腰掛けて見る時の使用窓 </div>  <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <p>船長Aは、烏帽子島西北西方沖を北北東進中、左舷方に浮遊物を視認し、索などが流れていないか付近を確認していたところ、17時33分ごろ衝撃音を感じて機関を中立とし、右舷船尾方のB船を視認し、同船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、船尾方に行ってプロペラ付近を確認した後、B船に近づき、乗船者の負傷及び被害の有無を確認し、本事故の発生を海上保安庁及び漁業協同組合に通報した。</p> <p>A 船は、船長Aが、付近で海上保安官による聴取を受けたあと、帰港した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、15時50分ごろ烏帽子島北西方沖の釣り場に向けて福岡県糸島市岐志漁港を出港した。</p> <p>B 船は、16時40分ごろ釣り場に到着して機関を止め、左舷船尾からブイの付いたシーアンカーを流し、船首を東方に向けて漂泊</p>

した状態で、船長Bが船尾部に座って見張りをしながら釣りを始めた。

B船は、船長Bが、17時30分ごろ操舵室に置いた携帯電話の呼び出し音を聞いたあと、操舵室に行き、通話をしていたところ、船首部の釣り客が船尾方に向かって騒いでいたので、船尾方を見て約70～80mに接近してくるA船を認めたものの何もできず、A船がB船の左舷船尾部に衝突した。(写真2、写真3参照)



写真2 B船

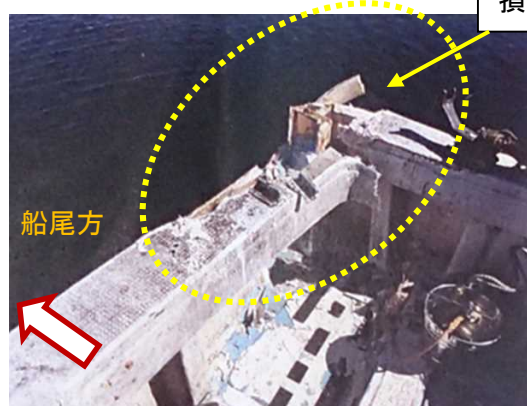


写真3 B船左舷船尾部

船長Bは、反転して近づいて来た船長Aに負傷者がいないこと及び被害の場所などを伝えると共に、本事故の発生を海上保安庁に通報するように依頼した。

B船は、事故現場付近で海上保安官による聴取を受けた後、自力航行で帰港した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長Aは、本事故時には、船尾方の僚船が近かったので、衝突の不安を感じ、そのレーダー映像を注視していたので、船首方のレーダー映像を見ていなかった。

船長Bは、携帯電話の呼び出し音を聞いて操舵室に行き、クラッチの修理を依頼していた修理業者からの電話の着信記録があったので、数分の通話であれば問題ないと思い、掛け直した電話での通話に集中していた。

	<p>船長Bは、B船に電子ホーンを装備していたが、A船に気付いてから衝突する前の時間が短時間であったので吹鳴することを思い浮かばなかったと、本事故後に思った。</p> <p>船長B及びB船の釣り客は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、烏帽子島西北西方沖において、約14knの速力で北北東進中、船長Aがレーダー画面上の船尾方約0.25M以内を同航する僚船に衝突の不安を感じ、その映像を注視して航行を続けたことから、B船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、烏帽子島西北西方沖において、漂流中、船長Bが操舵室で携帯電話での通話に集中して漂流を続けたことから、A船が接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、数分の通話であれば問題ないと思い、携帯電話の通話に集中したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、烏帽子島西北西方沖において、A船が約14knの速力で北北東進中、B船が漂流中、船長Aがレーダー画面上の船尾方約0.25M以内を同航する僚船の映像を注視して航行を続けたため、船首方で漂流中のB船に接近していることに気付かず、また、船長Bが操舵室で携帯電話での通話に集中して漂流を続けたため、A船が接近していることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の船舶に注意を向けることなく、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂流中、携帯電話の通話などに集中することなく、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中、接近する他船に対しては、電子ホーンなど有効な音響による信号により注意喚起を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

